

# 交通安全点検評価の手引き

2024年2月1日改訂

日本建設業連合会  
公衆災害対策委員会  
交通対策部会

# 目 次

◎ はじめに	
◎ 交通安全点検表（総括表）	
○ 総括表の記載要領	2
◎ 交通安全点検項目	
○ 事務所での確認事項	
・ 全般の安全管理	4
・ ダンプカーの安全管理	6
・ 送迎用マイクロバス・ワゴン車等の安全管理	10
○ 現場での確認事項	
・ ダンプカーの安全管理	11
・ 保安設備等の維持管理（道路使用許可条件遵守等）等	15
・ 車両系建設機械・移動式クレーンの安全管理	18
・ 仮設構造物の安全管理	20
◎ Q&A	21

## はじめに

この手引きは、日建連安全対策本部交通対策部会の専門委員が、建設工事現場の交通安全点検を実施する際の評価の方法を解説したものです。

点検項目の評価については、評価基準欄の記載内容によって確認しますが、点検者が確認すべき事項、確認方法等、確認に当たっての注意事項が具体的に記載されています。

また、現場管理者に知っていただきたい用語や制度についての解説、根拠等も記載されています。現場管理者が自主点検する際の手引きとして、また、交通安全教育時の資料としても活用できるものです。

### 交通安全点検評価の手引き根拠法令の略称

[道交法]	道路交通法
[道交令]	道路交通法施行令
[道交則]	道路交通法施行規則
[貨運法]	貨物自動車運送事業法
[貨運安全則]	貨物自動車運送事業輸送安全規則
[貨運則]	貨物自動車運送事業法施行規則
[ダンプ規制法]	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
[道車法]	道路運送車両法
[保安基準]	道路運送車両の保安基準
[安衛法]	労働安全衛生法
[安衛令]	労働安全衛生法施行令
[安衛則]	労働安全衛生規則
[公衆要綱(土)]	建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
[公衆要綱(建)]	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
[道路標示基準]	道路工事現場における標示施設等の設置基準
[クレーン則]	クレーン等安全規則
[自賠法]	自動車損害賠償保障法
[ガイドライン]	交通労働災害防止のためのガイドライン

※ 根拠法令等のページ（P〇〇）は、

当交通対策部会が作成した「建設工事交通事故防止対策指針」（2022年改訂版）に記されているページを表しています。

## 交通安全点検表（総括表）の記載要領

- 工事種別欄  
土木工事（道路・鉄道・橋梁・上下水道・その他）、建築工事など土木、建築別の工事種別を記入する。
- 工事概要欄  
工事の規模、概要等を記入する。
- 労働災害件数欄  
労働災害件数欄は、休業4日以上の方災事故件数を計上する。
- 点検結果欄  
点検項目（36項目）のうち、その現場に該当する項目について点検評価を実施し、その評価結果を次の要領により記入する。
  - ・点検該当項目のすべてがAであったと仮定した場合の点数合計が（イ）
  - ・該当項目についてA・B・Cの三段階で実際に評価した合計得点が（ロ）
  - ・（イ）の数字で、実際の合計得点（ロ）を割って100をかけた数が点検結果となる。（少数点以下切捨て）
- 交通対策部会に対する要望意見欄  
交通対策部会活動の全般又は交通安全点検の実施等について、現場からの要望意見を記入する。
- 所見欄
  - ・現場周辺の交通環境の中で、如何に苦勞し又は工夫・努力して交通事故防止対策を推進しているか、職場全体に交通安全に対する意識が徹底されているか等について記入する。
  - ・交通安全対策の面で今後改善をすべき事項又は検討を必要とする事項等について、点検実施者が行った指導の内容等を考慮して記入する。
  - ・表彰推薦現場については、優秀事例として他の模範となるような事項を具体的に記入する。
- 該当しない項目については、点検の対象外とし点検項目欄から評価基準欄にかけて斜線を記入する。

# 交通安全点検表

2022年4月1日改訂

(総括表)

		点検年月日	年 月 日 ( )		天候 ( )			
工事名					請負金額	百万円		
発注者名					工事種別			
施工会社 及び 作業所名					責任者氏名			
作業所所在地					電 話	( )		
工事期間	(自) 年 月 日 ~ (至) 年 月 日							
進捗率	年 月 日 現在 % (うち土工事 %)				当日稼働車両	ダンプ	自家用 営業用	台
工事概要						建設機械		台
						送迎車両	マイクロバス ワゴン	台
						延労働時間		時間
						交通事故		件
						公衆災害		件
						労働災害		件
点検結果	点検した項目 A評価の合計(イ)	点	点検した項目の評価点の合 計(ロ)	点	点検結果 $\frac{\text{ロ}}{\text{イ}} \times 100$ (小数点以下切捨て)	点		
日建連に対する 要望意見								
所 見								
立 会 者	会社名・役職		氏 名		点 検 者	事前点検者		
	元 請 業 所	店						
		社						
		作						
		業						
	所							
協力会社								

## （ 事 務 所 で の 確 認 事 項 ）

### 【 全般の安全管理 】

#### 1. 地域住民への説明

A(4)	B(2)	C(0)
地域住民に交通事故防止対策の説明を行い、実施記録簿にその記録がある。また、日常の苦情に対しても苦情処理簿等により的確に記録整理をし、対処している。	説明又は苦情処理を行っているが、実施記録簿、苦情処理簿等にその記録がない。	説明又は苦情処理を行っていない。

[公衆要綱(土)] 第8 付近住居者等への周知

[公衆要綱(建)] 第8 付近住居者等への連絡

(指針) 住民への工事内容の説明(P19)

(指針) 交通安全対策の推進計画の策定(P19～20)

(指針) 住民への工事進捗状況の説明(P19)

(指針) 住民等からの苦情、要望の処理(P19～20)

#### 解 説

工事着手前に地域住民に対し、工事計画及び交通事故防止対策について具体的に説明しているかを記録で確認する。

また、その後も工事の進捗及び工事内容の変化に伴い、必要に応じて変更の説明を実施しているかを記録で確認する。

特に工事中の苦情については適切に対応し、発注者と協議を行うとともに速やかに対処しているかを記録で確認する。

過疎地等で地域住民対策が必要でない場合は、点検の対象外とする。

#### 2. 隣接工区との連絡協議会の設立と運営

A(4)	B(2)	C(0)
関連工区等との連絡協議会を設立して、交通事故防止活動を実施しており、実施記録簿により記録している。	協議会を設立して、交通事故防止活動を実施しているが、実施記録簿に記録がない。	協議会を設立しているが、交通事故防止活動を実施していない。

[公衆要綱(土)] 第7 隣接工事との調整

[公衆要綱(建)] 第7 隣接工事との調整

(指針) 隣接工事施工者との施工計画の調整(P20)

## 解説

関連する複数の工区がある場合は、連絡協議会を設立して連絡調整を行い交通事故防止に取り組む必要がある。

連絡協議会の名称でなくとも、実質的に連絡協議会が行われる組織があればよい。連絡協議会の活動状況を記録で確認し、その中で交通事故防止対策に関する活動が実施されているかを確認する。

### 3. 店社安全パトロールの実施

A(6)	B(3)	C(0)
店社安全パトロールを定期的 に実施しており、交通事故防止の 指導や是正の記録がある。	店社安全パトロールを定期的 に実施しているが、交通事故防止 の指導や是正についての記録 がない。	店社安全パトロールを定期的 に実施していない。

[労働安全衛生法] 第15条の3 店社安全衛生管理者の職務  
(指針) 交通安全点検の実施(P23)

## 解説

店社安全衛生管理者等による安全パトロールが定期的(毎月1回以上)に実施され、その中で交通事故防止に関する点検・指導も実施されているかを記録等で確認する。

### 4. 施工体制の把握

A(4)	B(2)	C(0)
施工体制台帳を整備し、か つ、施工体系図を見やすい場 所に掲示しており、施工体制 を十分把握している。	施工体制台帳に不備があり、 施工体制の把握が十分でな い。	施工体制台帳全般にわたり不 備があり、かつ、掲示もしてい ない。

[建設業法] 第24条7 施工体制台帳及び施工体系図の作成等

## 解説

土砂運搬作業の指揮命令系統がわかる施工体制が確立されているか、施工体制台帳及び施工体系図が現状の体制と一致しているかを記録で確認する。また、施工体系図が適切な場所に掲示されているかを確認する。

## 5. 交通安全教育の実施

A(6)	B(3)	C(0)
交通安全に関する教育を計画的に行っており、教育結果を記録している。	交通安全に関する教育を行っているが、その記録がない。	交通安全教育を実施していない。

(指針) 専門工事業者の交通安全対策の支援(P21)

(指針) 危険箇所に対する対策(P50)

(指針) 運転者教育(P51・P52)

### 解説

交通安全教育は、当部会の重点項目のひとつであり、運転者に対しては、その現場での遵守事項を周知徹底させるため、交通安全教育を実施し記録を残すことが大切である。

送り出し教育実施時、新規入場教育実施時、作業手順の周知時及び安全大会等の行事の開催時に、現場内外の制限速度、土砂運搬ルート、過積載防止及び交通事故防止等に関する教育が実施されているかを資料や記録で確認する。また、専門工事業者の交通安全教育の実施を指導する。

日建連が作成した教育資料「建設現場の交通安全教育マニュアル」を活用するよう薦める。

## 【 ダンプカーの安全管理 】

### 6. 健康診断の実施状況の確認

A(4)	B(一)	C(0)
運転者の健康診断の実施状況を運転者名簿等により確認している。		健康診断の実施状況を運転者名簿等で確認していない。

[安衛法] 第66条 健康診断

[安衛則] 第43条 雇入れ時の健康診断

第44条 定期健康診断

第45条 特定業務従事者の健康診断

(指針) 運転者の健康診断実施の確認(P32)

### 解説

健康診断が定期的(1年又は6ヶ月ごと)に実施されているか、有所見者に対する適切な措置を行うよう指導しているかを確認する。

特定業務従事者とは、深夜業務、坑内で作業する労働者等をいう。これらの作業者は、6ヶ月に1回、医師の診断が必要である。

なお、健康診断の内容は、個人情報に関することなので、慎重な取扱いを要する。



## 7. 安全運転管理者又は運行管理者の選任、届出の確認

A(6)	B(一)	C(0)
安全運転管理者又は運行管理者の選任、届出を確認しており、その写しもある。また、副安全運転管理者の選任が義務づけられている場合には、その選任、届出を確認している。		安全運転管理者又は運行管理者の選任、届出をしていない。

[道交法] 第74条の3 安全運転管理者等

[道交則] 第9条の8 安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数

第9条の9 安全運転管理者等の要件

第9条の11 副安全運転管理者の人数

第9条の12 届出事項等

第9条の13 届出事項等

[貨運法] 第18条 運行管理者

[貨運則] 第18条 運行管理者の選任

第19条 運行管理者の選任等の届出

(指針) 安全運転管理者制度(P3)

(指針) 運行管理者制度(P2)

(指針) 専門工事業者の交通安全管理体制の確認(P21)

### 解説

自家用車の使用にあたっては、自動車の安全な運転に関する義務を運転者に守らせるよう指導、監督する安全運転管理者や副安全運転管理者を、その保有する自動車の台数に応じて、自動車の使用の本拠ごとに選任しなければならない。安全運転管理者の選任は、乗車定員が11人以上の自動車にあつては1台以上、その他の自動車にあつては5台以上、また、副安全運転管理者は、使用台数が20台以上ごとに1人を選任することになっている。

安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任、届出は、都道府県公安委員会(事業所を管轄する警察署)に行い、承認されると安全運転管理者には「安全運転管理者証」を、副安全運転管理者には「副安全運転管理者証」が交付される。したがって、選任、届出については「安全運転管理者証」及び「副安全運転管理者証」(写)で確認する。

運行管理者の選任は、「貨物自動車運送事業法」に基づき、運送事業の許可を受ける際、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、「国土交通大臣から運行管理者資格証の交付を受けた者」を、国土交通省令で定める営業所ごとに選任しなければならない。選任基準は、営業自動車の使用台数が1台以上29台までは1人、30台以上は30台を増すごとに、さらに1人を置くことになっている。選任の有無については、「運行管理者資格証」(写)で確認する。

なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の運行管理者を兼務することはできない。

## 8. 日常点検整備記録、運行記録、運転日誌の確認

A(6)	B(3)	C(0)
日常点検整備記録、運行記録、運転日誌を定期的に確認し、必要があれば指導を行い、署名又は押印している。	日常点検整備記録、運行記録、運転日誌を定期的に確認しているが、署名又は押印がない。	日常点検整備記録、運行記録、運転日誌を定期的に確認していない。

[道交法] 第63条の2 運行記録計による記録等

[道交則] 第9条 運行記録計による記録の保存  
第9条の10-6 運転日誌の備え付け

[道車法] 第47条の2 日常点検整備

[保安基準] 第48条の2 運行記録計 (指針) 運行記録(P34)

### 解説

1日1回、その運行の開始前に、法令で定められた日常点検整備を実施する必要がある。元請として月1回点検記録を確認、運転速度及び労働時間等を運行記録、運転日誌等で確認し、是正する必要がある場合は、その都度指導する。

## 9. 運搬ルート、危険箇所の設定及び追跡調査

A(6)	B(3)	C(0)
運搬ルート、危険箇所を設定し、かつ、追跡調査も定期的に行っている。	運搬ルートは設定しているが、危険箇所の設定及び追跡調査を行っていない。	運搬ルートを設定していない。

(指針) 運搬ルートの調査及び選定(P41)

(指針) 運搬計画の策定(P33)

(指針) ダンプカーの追跡調査(P41)

(指針) 危険箇所に対する対策(P33)

### 解説

運搬ルートについては、土取場、土捨場、路線、踏切等を調査し、また、道路管理者、警察署、沿道住民代表者等の意見を聞いてルートを設定し、それを図面等により運転者に説明配布しているかを確認する。併せて、運搬ルートに学童の通学路、横断路がある場合は、これに対する安全対策について、警察、学校及びPTAとも打合せの必要がある。

また、事故発生時の緊急時連絡体制表を作成しておき、関係者に配布して、常に携帯させておくことが望ましい。

追跡調査は、土砂運搬開始後速やかに実施するとともに、その後は月1回程度実施する必要がある。その際、元請及び協力会社が、状況に応じて土砂運搬ルートを追跡し、ダンプカーの積荷状況、走行速度、交通誘導員の配置状況及び路面の状況等を調査し、必要により安全対策等について是正措置を講じなければならない。それらについて記録等で確認する。

なお、危険箇所に対する対策として「交通危険マップ」等を活用するよう薦める。

## 10. 車検、定期点検整備の実施と任意保険加入の確認

A(6)	B(3)	C(0)
車検、3ヶ月ごとの定期点検整備記録簿及び任意保険等の写しを全て提出させ管理し、確認・指導している。	車検、3ヶ月ごとの定期点検整備記録簿及び任意保険等の写しのいずれかが未提出となっている。	車検、3ヶ月ごとの定期点検整備記録簿及び任意保険の写しを確認できない。

[道車法] 第48条 定期点検整備

第49条 点検整備記録簿

第58条 自動車の検査及び自動車検査証

(指針) 車検証の写し、定期点検整備記録(P47)

(指針) 任意自動車保険の加入(P47)

### 解説

車検証の写しを確認する場合は、所有者、車両総重量、最大積載量、有効期限等を、定期点検整備記録等については、特にダンプカーについて定期的(3ヶ月ごと)に点検を実施しているかを確認する。また、任意保険の加入状況を把握しているか確認する。

## 11. アルコール検知器の使用義務化

A(4)	B(2)	C(0)
出庫、帰庫時の点呼において、運転者に対して点呼者の目視やアルコール検知器使用等により、酒気帯びの有無の確認を実施しており、その記録が保存されている。	アルコール検知器使用等により、酒気帯びの有無の確認を実施しているが、その記録がない。(確認できない)	運転者に対して点呼者の目視やアルコール検知器使用等により、酒気帯びの有無の確認をしていない。

[貸運則] 第7条(点呼等) 2011年5月1日施行

[道交則] 第9条の10(安全運転管理者の業務) 2022年4月1日施行等

(指針) 車点呼、アルコールチェック(P41)

### 解説

貨物自動車の運行管理者又は安全運転管理者等は、出庫、帰庫時の点呼において運転者に対して、酒気帯びの有無について運転者から報告を行わせることに加え、点呼者の目視やアルコール検知器使用等により確認を行い、その内容を記録し、当該記録を1年間保存しておかなければならない。

また、営業所ごとにアルコール検知器を備えるとともに、故障の有無を定期的に確認するよう指導する。

## 【 送迎用マイクロバス・ワゴン車等の安全管理 】

### 12. 届出書、運転資格、健康管理及び運行経路等の確認

A(4)	B(2)	C(0)
送迎用車両の届出書を提出させ、運転資格、健康診断受診及び運行経路等の確認をしている。	送迎用車両の届出書を提出させているが、その内容に不備がある。	送迎用車両の届出書を提出させていない。

[道交法] 第64条 無免許運転の禁止  
第75条 自動車の使用者の義務等

[自賠法] 第3条 自動車損害賠償責任

[安衛法] 第66条 健康診断

(指針) 使用届出とその内容の確認(P49)

#### 解説

送迎用マイクロバス・ワゴン車の交通事故は、一度に多くの者が被災する結果となるので、送迎用車両運転者の資格、健康診断、及び運行経路等について把握し、指導されているかを確認する。

全建参考様式 第8号「工事・通勤車両届」を使用するよう薦める。

### 13. 安全運転管理者選任、届出の確認

A(2)	B(一)	C(0)
道交法に基づく安全運転管理者を選任し、届出を確認している。		安全運転管理者の選任、届出を確認していない。

[道交法] 第74条の3 安全運転管理者等

[道交則] 第9条の8 安全運転管理者等の選任を必要とする台数

第9条の9 安全運転管理者等の要件

第9条の11 副安全運転管理者の人数

第9条の12 届出事項

第9条の13 届出事項

(指針) 安全運転管理者の選任(P49)

#### 解説

自動車の使用者は、乗車定員が11人以上のマイクロバスにあつては1台以上、その他のワゴン車等の自動車にあつては5台以上使用する場合は、安全運転管理者の選任と届出が必要である。

#### 14. 車検、定期点検整備の実施と任意保険加入の確認

A(6)	B(3)	C(0)
車検、定期点検整備記録簿及び任意保険の写しを提出させ、確認・指導している。	車検、定期点検整備記録簿及び任意保険の写しのいずれかが未提出となっている。	車検、定期点検整備記録簿及び任意保険の写しがない。

- [道車法] 第48条 定期点検整備  
 第49条 定期点検整備記録簿  
 第58条 自動車の検査及び自動車検査証  
 (指針) 車検証の写し、定期点検整備記録(P26)  
 (指針) 任意自動車保険の加入(P26)

#### 解説

送迎用車両については、法令に定められた点検整備記録簿に基づいて実施しているかを確認する。定期点検整備の間隔については、乗車定員11人以上自家用自動車(マイクロバス含む)は3ヶ月、乗用車のレンタカー(ワゴン車含む)は6ヶ月、自家用乗用自動車(ワゴン車含む)は1年である。

## (現場での確認事項)

### 【 ダンプカーの安全管理 】

#### 15. 土砂等の落下、飛散防止措置の実施

A(6)	B(3)	C(0)
シート覆いにより土砂等の落下、飛散防止措置を行っている。	シート覆いが十分でなく、土砂等の落下、飛散の恐れがある。	土砂等の落下、飛散防止措置を行っていない。

- [道交法] 第71条1項4 運転者の遵守事項  
 (指針) 土砂等の落下飛散防止措置(P30)

#### 解説

一般に、側面のシート覆いのみで十分であるが、後部から落下、飛散の恐れのある積み方をした場合は全面シート張りが必要である。また、高速道路走行時等風圧で飛散の恐れのある土砂に対しても全面シート張りをする必要がある。

一般の掘削土砂は、(過積載をしない限り)丁寧な積み方をすれば、側面シート覆いのみで十分に落下や飛散の防止が可能である。

よって、全面シート張りの場合は勿論、側面シート覆いのみでも落下及び飛散の恐れがなく、道路に土砂が落下していない場合はA評価とし、側面シート覆いのみで落下及び飛散の恐れがある場合はB評価、それ以外はC評価とする。

## 16. 積載制限の遵守

A(6)	B(3)	C(0)
積み方の標準(荷姿図・積み込み回数)の掲示や、計量記録等により積載制限の管理を行っている。また、運転手も自重計の操作も熟知しており、積載制限を遵守している。	積み方の標準又は計量記録等により管理しているが、運転手が自重計の操作を知らない。	積み方の標準や計量記録がなく、自重計も故障又は汚損している。

- [道交法] 第57条 乗車又は積載の制限等  
 [道交令] 第22条 自動車の乗車又は積載の制限  
 [保安基準] 第27条 物品積載装置  
 [ダンプ規制法] 第6条 積載重量の自重計の取付け  
 (指針) 自重計の整備(P29)  
 (指針) 積載制限の遵守(P30)  
 (指針) 過積載の防止対策(P31・P42)

### 解説

過積載の管理は、既存の検量所または市販(リース扱いも含む)の計量機器で計量し、真の計量値を把握するとともにそのデータシートを保管しておくことが重要である。なお、日々の管理は自重計で行うことも一つの方法ではあるが、自重計の技術上の基準として、自重計の表示の誤差(+25%～-15%)が認められているため、事前に前記計量値との相関関係を把握しておく必要がある。積極的にトラックスケールを使用して、過積載防止に努めている場合はA評価とする。

運転者が自重計の操作方法を知らなかった場合はB評価とし、自重計が故障の場合、もしくは、泥まみれですぐに使用できない状態で、積載制限が管理できない状況下にある場合はC評価とする。

## 17. 改造車及び指定された表示記号等の車両以外の使用禁止

A(4)	B(2)	C(0)
車両改造がなく、表示が鮮明な正規の土砂運搬用車両を使用している。	軽微な改造車両又は表示が不鮮明な土砂運搬用車両を使用している。	法律に違反する改造車両又は土砂運搬用車両でないものを使用している。

- [ダンプ規制法] 第4条 表示番号等の表示  
 [同上 施行規則] 第6条 表示番号の表示  
 [道車法] 第99条の2 不正改造等の禁止  
 [保安基準] 第27条 物品積載装置  
 [電波法] 第4条 無線局の開設(開設しようとする者は総務大臣の免許を受ける)  
 (指針) 土砂運搬用車両の使用(P27)  
 (指針) 産業廃棄物運搬車両の使用禁止(P29)  
 (指針) 車体改造車の使用(P28)

## 解説

土砂運搬車両には「ダンプ規制法」に基づき、運輸支局に届出をして、指定された表示番号等を表示した車両を使用しなければならない。土砂等の運搬車両は経営する事業の種類を表示する文字及び記号により7種類である。

指定された車両であっても、その車両が、いわゆる不正改造等が行われていないかを確認する。不正改造の例（以下はC評価とする）

### ○灯火類の色

基準 ・制動灯→赤 ・方向指示器→橙 ・尾灯→赤 ・車幅灯→白、淡黄又は橙  
・後退灯→白 ・後部反射器→赤

### ○運転席、助手席窓ガラスへの着色フィルムの貼付け及び装飾板設置

基準 ・ドライバーの視界を妨げる濃い色は不可(可視光線透過率70%未満)

### ○マフラー(消音器)の切断、取り外し

基準 ・近接排気騒音が99db以下(車両総重量3.5トン以上の自動車)

### ○車体から外へはみ出した幅広タイヤ、ホイールの使用

### ○その他

・ダンプカーのさし枠取り付け ・燃料ポンプの調整不良による黒煙の噴出  
・突入防止装置の切断、取り外し ・不法無線局設置(電波法第4条)  
・排気管の開口方向違反 ・燃料タンクの増設 ・ミュージックホーン等の使用

## 18. 非常信号用具(発炎筒、停止表示器材、赤ランプ(赤色合図灯)、赤旗)の装備

A(4)	B(2)	C(0)
4種類装備しており、発炎筒も使用期限内であり、常に使える状態になっている。	4種類のうち、発炎筒、停止表示器材を装備しているが、他の装備がない。	発炎筒又は停止表示器材がない。

[道交法] 第33条の3 踏切の通過

[道交法] 第75条11 高速上における故障の場合の措置

[保安基準] 第43条の2 非常信号用具

第43条の4 停止表示器材

(指針) 発炎筒(P77)

(指針) 停止表示器材(P77)

(指針) 赤旗及び赤ランプ(赤色合図灯)(P77)

## 解説

車両に装備すべきものは、発炎筒、停止表示器材、赤旗及び赤ランプ(赤色合図灯)の4種類である。停止表示器材は、高速道路や自動車専用道路を走行する場合は勿論、一般道路においても非常の場合には、使用することとなるので、日建連では装備するよう指導している。

必要なものを装備していても、非常の場合直ちに使用できる状態になっていなければならない。したがって、運転者が保管場所を知っているか、発炎筒は使用期限(4年)が切れていないか、赤旗は汚れていないか、赤ランプは(赤色合図灯)はつきり点灯するかを確認する。

発炎筒の使用期限切れ及び赤旗、赤ランプ(赤色合図灯)のいずれかの不装備はB評価とする。

## 19. 免許証の携帯、運転者の服装・履物等

A(4)	B(2)	C(0)
免許証を携帯している。また、運転業務に適した服装・履物であり、保護帽や安全靴等を常備している。	免許証は携帯しているが運転業務に適した服装・履物でない。又は保護帽や安全靴等を常備していない。	免許証不携帯である。

[道交法] 第85条 第一種免許  
第95条 免許証の携帯及び提示義務  
(指針) 運転者についての確認(P58)

### 解説

免許証を点検し、運転に必要な免許の種別、有効期限、条件等を確認する。また、運転業務に適した服装及び履物を着用しているかどうか、車両点検時や車外作業時のための保護帽及び安全靴等を常備しているかを確認する。

## 20. 車検証の保管

A(2)	B(一)	C(0)
車検証を車内に保管(コピー不可)している。		車検証を車内に保管していない。

[道車法] 第 66条 自動車検査証(車検証)の備付等  
第109条 罰則 50万以下の罰金

### 解説

自動車検査証(車検証)を点検し、車両総重量、最大積載量、有効期限、検査標章等を確認する。また、自動車検査証(車検証)は、原本でなければならず、コピーしているものであればC評価とする。

## 21. 車両の洗車状況

A(4)	B(2)	C(0)
洗車状態が良く、公道を汚すおそれがない。	洗車状態が悪く、公道を汚すおそれがある。	洗車状態が悪く、公道を汚している。

(指針) 洗車設備の設置(P42)  
(指針) 洗車状況(P30)

### 解説

工事現場の出入り口付近に、洗車のための設備又は器具が設置されているか、車体及び車輪に泥が付着したまま公道を走行していないか、ナンバープレートや制動灯、方向指示器及び表示番号等が汚れていて見えにくくなっていないかを確認する。



## 22. 緊急時連絡体制表の携帯

A(2)	B(一)	C(0)
運転手が緊急時連絡体制表を車内に保管している。		運転手が緊急時連絡体制表を車内に保管していない。

(指針) 緊急時連絡体制の整備と緊急措置の周知(P77)

### 解説

緊急時連絡体制表を車内に保管、又は運転手が携帯しているときは A 評価とする。

それ以外(車内保管又は運転手の携帯がない場合)は C 評価とする。

## 【 保安設備等の維持管理(道路使用許可条件遵守)、交通誘導員の配置 】

### 23. 保安柵及び保安灯の設置

A(4)	B(2)	C(0)
保安柵及び保安灯を設置し、維持管理も適切である。	保安柵及び保安灯を設置しているが、設置状況や維持管理が十分でない。	必要な保安柵及び保安灯を設置していない。

[道路標示基準] 標示施設等の設置基準

(指針) 交通保安施設の設置(P70)

(指針) 交通保安施設(P70)

### 解説

保安柵、保安灯の設置状況及び維持管理に問題がないかを確認する。

### 24. 標識及び照明の設置、維持管理

A(4)	B(2)	C(0)
標識及び照明を設置し、維持管理も適切である。	標識及び照明を設置しているが、設置状況や維持管理が十分でない。	必要な標識及び照明を設置していない。

[道路標示基準] 標示施設等の設置基準

(指針) 交通保安施設の設置(P70)

(指針) 夜間における現場照明(P70)

(指針) 道路標識、道路標示等の取り扱い(P70)

### 解説

標識、照明の設置状況及び維持管理に問題がないかを確認する。

## 25. 道路使用(占有)許可条件の遵守

A(4)	B(一)	C(0)
許可条件を遵守し、作業をしている。		許可手続きを怠っている。許可条件を遵守していない作業がある。

[道交法] 第77条 道路使用の許可

[道路法] 第32条 道路の占有の許可

(指針) 警察、道路管理者等への説明及び道路使用(占有)許可の申請(P17)

### 解説

一時的に道路から材料を搬出入する作業や、道路を使用又は占有するときは、道路使用(占有)許可を受けて、その条件を遵守しなければならない。

## 26. 歩行者用通路の確保

A(4)	B(2)	C(0)
歩行者用通路を確保し、案内板の標示、交通誘導員の配置等も適切である。	歩行者用通路を設置しているが、設置状況、維持管理が十分でない。	必要な歩行者用通路を設置していない。

[公衆要綱(土)] 第24 歩行者対策

[公衆要綱(建)] 第22 歩行者対策

第24 歩行者用仮設通路

### 解説

歩行者用の通路が確保されているか、案内板の標示は適切であるか、また、学童通学路の場合は、横断箇所等必要な場所に交通誘導員の配置がされているかを確認する。

## 27. 車両う回路の案内板の設置

A(4)	B(2)	C(0)
車両う回路の案内板を設置し、維持管理も適切である。	車両う回路の案内板を設置しているが、維持管理が十分でない。	車両う回路の案内板を設置していない。

[公衆要綱(土)] 第21 まわり道

[道路標示基準] 標示施設等の設置基準

(指針) まわり道のための案内用標示板(P72)

(指針) う回指導板の設置要領(P72)

## 解説

う回路を設ける場合は、事前に警察・道路管理者との協議が必要である。

う回路の案内板が必要な場所に必要数設置されているかを確認する。

## 28. 車両出入口の危険防止措置

A(4)	B(2)	C(0)
車両出入口の標示があり、必要に応じて交通誘導員を配置し、危険防止措置が適切である。	車両出入口の標示はあるが、交通誘導員が少ない等、危険防止措置が十分でない。	必要な危険防止措置をとっていない。

[公衆要綱(土)] 第14 作業場への車両の出入

第16 作業場の出入口

第20 作業場付近における交通の誘導

[公衆要綱(建)] 第20 現場への車両の出入り

第23 仮囲い、出入口

(指針) 現場出入口への交通誘導員の配置(P61)

(指針) 工事現場出入口における誘導(P63)

(指針) 交通誘導員の配置(P61)

(指針) 交通誘導員の誘導要領(P63)

## 解説

車両出入口の危険防止措置(出入口の表示、車両停止線、回転灯、夜間照明等)の設置及び管理状況を確認する。また、必要に応じて交通誘導員等を配置しているかを確認する。

## 29. 路面の維持管理

A(4)	B(2)	C(0)
路面の維持管理が適切である。	路面の維持管理が十分でない。	路面の維持管理をしていない。

[公衆要綱(土)] 第22 車両交通のための路面維持

第56～67 覆工

(指針) 路面覆工等(P73)

(指針) 即時舗装等の実施(P73)

## 解説

路面の維持管理(覆工板のガタツキ、隙間の解消、段差の適切な摺付け等)を確認する。

国交省の指導では、縦断勾配(前後の摺り付け傾斜)は5%以内、横断勾配(左右の摺り付け傾斜)は10%以内とされている。

### 30. 車両待機状況

A(4)	B(2)	C(0)
車両の路上待機がない。	車両待機場所を確保しているが、路上待機が見られる。	車両待機場所を確保していない。

[道交法] 第44条 停車及び駐車を禁止する場所

第45条 駐車を禁止する場所

第51条 違法駐車に対する措置

[公衆要綱(土)] 第15 作業場内の工事用車両の駐車

(指針) 車両待機場所の設定(P42)

#### 解説

工事関係車両の待機場所が十分確保されているか、路上に違法駐車、待機車両がないかを確認する。また、生コン車及び鉄骨運搬車等の待機場所についても配慮されているかを確認する。

車両待機場所を確保していなくとも、路上待機がなければA評価とする。

## 【 車両系建設機械・移動式クレーンの安全管理 】

### 31. 特定自主検査標章の確認（車両系建設機械）

A(4)	B(2)	C(0)
特定自主検査を受け、検査標章を見やすい箇所に貼付している。	特定自主検査を受けているが、検査標章を貼付していない。	特定自主検査を受けていない。

[安衛則] 第169条の2-8 特定自主検査

(指針) 検査後の措置(P98)

#### 解説

車両系建設機械に、特定自主検査済みの検査標章が貼られているか、また、有効期限が切れていないかを確認する。検査標章の形は、検査業者用が三角、事業者用が四角と定められている。

### 32. 設置状況、安全装置の確認（移動式クレーン）

A(6)	B(3)	C(0)
アウトリガーを最大限に張り出し、設置状況が良好である。また、過負荷警報装置等の安全装置を適切に使用している。	安全装置を適切に使用しているが、アウトリガーの設置状況に不備がある。	設置状況が悪く、安全装置も使用していない。

[クレーン則] 第65条 巻過防止装置の調整

- 第69条 過負荷の制限
- 第70条の3 使用の禁止(敷鉄板等の使用)
- 第70条の4 アウトリガーの位置
- 第70条の5 アウトリガー等の張り出し

[公衆要綱(建)] 第36 移動式クレーン

## 解説

移動式クレーンの転倒及び倒壊は、第三者への重大な災害に繋がることから、アウトリガーを最大限に張り出し、鉄板等を敷くなど機械の設置に関しての安全措置が講じているかを確認する。

また、移動式クレーンの巻過防止装置、過負荷警報装置等の安全装置の適正使用についても確認する。

### 33. 立入禁止措置

A(4)	B(一)	C(0)
バリケードの設置等による立入禁止措置や誘導員の配置が適切である。		立入禁止措置をしていない。

- [安衛則] 第157条の2 転落等の防止  
 第158条 接触の防止  
 第349条 工作物の建設等の作業を行う場合の感電の防止
- [クレーン則] 第74条 立入禁止  
 第75条の2 ジブの組立て等の作業

## 解説

車両系建設機械、移動式クレーン等を使用して作業する際には、関係者以外の立入禁止措置が講じられているか又は必要に応じて誘導員等を配置しているかを確認する。

### 34. 資格証の携帯

A(2)	B(一)	C(0)
資格証を携帯している。		資格証を携帯していない。

[安衛法] 第61条 就業制限

## 解説

資格証を携帯しているかを確認する。携帯しているときはA評価、それ以外(コピーの携帯を含む)はC評価とする。

### 35. 移動式クレーン検査証の備付け、ステッカーの貼付

A(4)	B(2)	C(0)
移動式クレーン検査証を備付けており、ステッカーもクレーン本体の見やすいところに貼付して作業している。	移動式クレーン検査証を備付けているが、ステッカーを貼付していない。	移動式クレーン検査証を備付けていない。

[クレーン則] 第59条第1項 移動式クレーン検査証

[クレーン則] 第60条第1項 検査証の有効期間

[クレーン則] 第63条 検査証の備付

[クレーン則] 第81条 性能検査

[クレーン則] 第82条 性能検査の申請等

[クレーン則] 第84条 検査証の有効期間の更新

[安衛法] 第41条2項 検査証有効期間の更新

#### 解説

移動式クレーンの性能検査は、自家用車に例えるならば自動車検査証に相当する大切なものである。製造検査又は使用検査に合格した吊り上げ荷重3トン以上の移動式クレーンには、有効期間が定められた移動式クレーン検査証が交付されている。

移動式クレーンで作業している現場では、オペレータに移動式クレーン検査証の提示を求めるとともに、有効期間(原則として2年)が切れていないか、本体の見やすい場所に検査証・有効期間が記しているステッカーを貼付しているかを確認する。

## 【 仮設構造物の安全管理 】

### 36. 門扉、仮囲いの設置

A(2)	B(1)	C(0)
門扉、仮囲いがあり、かつ、倒壊防止等の措置をとっている。	門扉、仮囲いはあるが、倒壊防止等の措置が不十分である。	門扉、仮囲いがない。

[建築基準法施行令] 第136条の2の20 仮囲い

[公衆要綱(土)] 第99 仮囲い

[公衆要綱(建)] 第23 仮囲い、出入口

#### 解説

現場内に第三者が立ち入らないよう、門扉及び仮囲い等が設置されているかを確認する。また、倒壊防止等の措置がされているかを確認する。

# 交通安全点検評価の手引き

## Q&A

## 事務所での確認事項

[凡例]  は点検項目の番号と内容を示す

### 1. 地域住民への説明

- Q 発注者が地元対応窓口となっている場合は、どう評価するのか。
- A 地元からの苦情をどう取り次いでいるかをみて、取次ぎ状況が良い場合は評価するが、発注者がすべて対応していれば、点検の対象外とする。

### 2. 隣接工区との連絡協議会の設立と運営

- Q 「関連する工区」とは、どのように解釈するのか。
- A 工事を進めるうえで、工区同士が共用する範囲がある場所をいう。

### 3. 店社安全パトロールの実施

- Q1 点検項目にある「店社」とはどの範囲か。
- A 本社、支店、JV構成会社のほか、営業所、総合事務所等をさす。
- Q2 店社安全パトロールを毎月実施していても、交通に関する点検項目がなく、交通安全について点検しているかどうか不明の場合はどう評価するのか。
- A 点検表の中に交通対策の点検項目がなくても、第三者災害防止等の点検項目があれば、B評価とする。

### 4. 施工体制の把握

- Q1 施工体制の十分な把握とは、何をすれば良いのか。
- A 土砂運搬作業の指揮命令系統がわかる施工体制図等で確認していくことをいう。
- Q2 ダンプカー関連の施工台帳の作成及び施工体系図の掲示は、下請負契約を締結したもので良いのか。
- A 下請負契約を締結していないダンプカーによる土砂運搬工事であっても、建設業法の目的、国土建第57号(2012年5月1日改正)の通達の趣旨から、施工体制台帳を作成し、施工体系図を掲示するよう指導する。
- ※ 国土建第57号(2012年5月1日改正)の通達内容  
下請負契約の総額が3,000万円以下など、建設業法第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならない場合以外であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、施工体制台帳を作成することが望ましい。



## 6. 健康診断の実施状況の確認

Q 協力会社から健康診断個人表の提出も必要か。

A 必要ではない。

## 7. 安全運転管理者又は運行管理者の選任、届出の確認

Q 1 一人親方のダンプカーを集めて規定台数以上使用した場合、安全運転管理者を選任する必要があるのか。

A 一人親方のダンプカーといえども、規定台数以上のダンプカーを直接使用して管理している使用者は、安全運転管理者を選任する義務がある。ただし、単に一時的な運行の場合まで含めて選任を必要とするものではなく、使用者に対し、安全運転の管理義務を課することが期待できる程度に、継続的に運行を行っている場合は選任の義務がある。

Q 2 協力会社の安全運転管理者等は、現場に常駐しなくても良いのか。

A 現場に常駐しなくても良い。

Q 3 J V等大きな現場で連絡車等を5台以上使用している場合は、JVとして安全運転管理者等の指定をするのか。

A 自動車の使用本拠である現場で連絡車等を5台以上使用している場合は、現場で安全運転管理者等を選任して安全運転管理に関わる安全教育、その他自動車の安全な運転に必要な業務を行わせなければならない。

Q 4 安全運転管理者、運行管理者の資格証の正式名称は何か。

A 安全運転管理者証（公安委員会発行）  
運行管理者資格者証（国土交通省発行）

Q 5 タイヤローラー、グレーダー等ナンバープレートをつけている建設機械は、安全運転管理者の管理の対象になるのか。

A 運輸支局発行のナンバープレートをつけている車両は、すべて対象になる。

## 9. 運搬ルート、危険箇所の設定及び追跡調査

Q 運搬距離が1～2km程度の場合でも運搬計画は必要か。

A 建設現場の出入り口でのダンプカー通行方法、交差点の状況、自動車及び歩行者の交通量等について、ダンプカー運転者に指導、教育する必要があるため、運搬距離の長短にかかわらず運搬計画を作るべきである。

## 10. 車検、定期点検整備の実施と任意保険加入の確認

Q 1 任意保険の加入手続き中の場合は、どう評価するのか。

A 手続き中であることが確認できれば、減点の対象としない。

Q 2 保険金額の指導は、どうするか。また、対人保険のみの加入で良いのか。

A 対人補償額は無制限に加入するよう指導する。なお、対物補償保険にも加入することが望ましいが、対物補償保険に加入していなくても減点の対象とはしない。

Q 3 白ナンバーのダンプカーは、3ヶ月毎の定期点検を実施しなくても良いのか。

A 道路運送車両法第48条第1項第1号に、車両総重量8トン以上の自家用自動車等は、3ヶ月毎に定期点検をしなければならないと規定されている。従って、白ナンバーのダンプカーであっても車両総重量が8トン以上のものは、3ヶ月毎に定期点検を実施するよう指導する。

## 12. 届出書、運転資格、健康管理及び運行経路等の確認

Q 1 点検項目Aにある「送迎用車両の届出書」とは、様式があるのか。

A 「全建様式」「労務安全に関する届出書」の中にある参考様式第8号「工事・通勤車両届」でよいが、要件が満たされていれば、これ以外のものでも良い。

Q 2 通勤用の乗用車はどうするのか。

A 乗用車でも従業員・作業員等の送迎に用いられているものであれば該当する。個人の通勤用乗用車の管理も確実にを行うことが望ましい。

## 現場での確認事項

### 15. 土砂等の落下、飛散防止措置の実施

Q 1 「落下、飛散のおそれある」とは、どんな状態をさすのか。

A 積荷がアオリより高く積んであり、発進時や停止時あるいは走行時に振動により落下、飛散することが予想される状態をいう。

Q 2 シート覆いが側面だけであっても、落下、飛散のおそれがなければA評価でよいか。

A 「落下のおそれある場合」とは、Q 1 に示す場合をいい、シート覆いが側面だけであっても、ここでいう「落下のおそれ」がなければA評価でよい。しかし、その地域の警察の特別の指導があれば、それに従うように指導する。

## 16. 積載制限の遵守

Q 自重計に関する法規制について教えてもらいたい。

A 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第6条により、すべての土砂等運搬大型自動車(車両総重量8トン以上、又は最大積載量5トン以上のダンプカー)に取り付けることが義務付けられている。また、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令」には以下の規定がある。

(許容誤差) 土砂等を均等に積載し、かつ、平坦な路面に停止している状態でプラス側25%、マイナス側15%を超えてはならない。

(表示機構) 最大積載量の80%以上150%以下の積載量に相当する質量を直接表示する機構であること。

(目盛り) 一目盛りは500kg以下であること。

## 17. 改造車及び指定された表示記号等の車両以外の使用禁止

Q1 車両改造に関する法律とは何か。

A ・道路運送車両法第54条 車両の保安基準に適合しない自動車に対する整備命令  
・道路運送車両法第99条の2 自動車の不正改造の禁止

Q2 「軽微な改造」とは、どんなものか。

A 道路運送車両法54条の整備命令には該当しないものの、安全運転の面や他の車両に対する影響が懸念される改造等について判断し、状況によりB評価とする。

[例] ・電飾の外装 ・華美な車室内装飾 ・高音や威嚇的な警笛音  
・変速レバーの付け替え

Q3 土砂運搬用車両でない車両とは

A 通称「深ダンプ」といわれているように、荷台部分にさし枠を取り付けて大量に積めるようになっている車両や、産業廃棄物運搬車両等をいう。

## 18. 非常信号用具(発炎筒、停止表示器材、赤ランプ(赤色合図灯)、赤旗)の装備

Q1 高速道路等を走行しない場合でも、停止表示器材を装備しなければ減点の対象か。

A ダンプカーの特殊性から装備するよう指導し、装備がなければC評価とする。

Q2 なぜ、ダンプカーに赤ランプ(赤色合図灯)と赤旗を装備しなければならないのか。

A 国家公安委員会告示第3号(1978年10月30日)「交通の方法に関する教則」第9章(旅客自動車や代行運転自動車の運転者などの心得)(8)には、「旅客自動車の事業者は、旅客自動車が踏切を通行するときは、赤色旗、赤ランプなどの非常信号用具

を備え付けること。」と規定している。従って、ダンプカーに法的な装備義務はないが、ダンプカーも踏切で故障する恐れがあること、また、夜間の場合は赤色旗を識別することが難しいので、赤ランプ(赤色合図灯)を装備するよう、日建連として指導している。

#### 19. 免許証の携帯、運転者の服装・履物等

Q 「運転業務に適した服装」とあるが、履物等はどう評価するのか。

A サンダル、スリッパ等を履いて運転している場合は、極めて不適当としB評価とする。

#### 23. 保安柵及び保安灯の設置

Q 1 「保安柵及び保安灯が適切に設置され」とあるが、「適切」とは、どのようなことか。

A 道路を使用して作業を行うときは、交通・道路管理者から道路使用・占用許可を受けて作業を行うが、その記載条件と添付図面の通り設置されている状態をいう。

Q 2 「維持管理されている」とは、どのような状態か。

A 保安柵の破損、及び著しい汚れ等がなく、整然と設置されている。また、保安灯も整然と取り付けられ、ランプの球切れ、ガードの欠損、破損等がない状態をいう。

#### 31. 特定自主検査標章の確認(車両系建設機械)

Q 検査切れの機械が作業していた場合はどう評価するか。

A C評価とする。

#### 32. 設置状況及び安全装置の確認(移動式クレーン)

Q B評価欄に「アウトリガーの設置状況に不備がある」と記載されているが、どのような状況をいうのか。

A アウトリガーが十分に張り出されていない状態又はアウトリガーが十分に張り出されていても、敷鉄板を敷く必要があると思われる若しくはアウトリガーのロックピンが固定されていないような状態をいう。

#### 34. 資格証の携帯

- Q** 資格証を自宅に忘れてきた場合又は一括して所属会社(本社、支店)で保管している場合も含め、作業中に本証を携帯していない場合は、どう評価するのか。
- A** 自宅に忘れてきた場合又は一括して所属会社(本社、支店)で保管している場合も含め、点検時に本証を携帯していない場合は、労基署でも「携帯とは認められない」との評価であるため、C評価とする。